

新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や生産性の向上を図ることを目的として創設された資金です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が中小企業者に伴走的な支援を行います。
- 金融機関は、原則として、5事業年度にわたり、四半期毎にフォローアップを実施します。中小企業者の経営状況を確認するとともに、経営行動計画書の実行状況を受け、必要に応じて指導・助言等の追加的な支援が行われます。なお、一定の改善があった中小企業者は、フォローアップの回数が年1回となります。

新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金			
	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	一般保証
ご利用いただける方 ※前年実績の無い創業者や、業容拡大した方について、認定基準の運用が緩和されています。詳しくは市町村にお問い合わせください。	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ)県内において1年間以上継続して事業を行っていること (ロ)災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	次のいずれかの要件に該当し、指定業種に属する事業を行っており、市町村長の認定を受けた中小企業者 ①最近3か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少していること ②最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少し、かつ最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	次のいずれかの要件に該当する中小企業者 ①最近1か月の売上高が前年同月比で15%以上減少していること ②最近1か月の売上高が前年同月比で5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
融資限度額	6,000万円		
資金使途	運転資金・設備資金		
利率	年1.60%以内		
償還期間	10年以内(うち据置5年以内)		
保証料	セーフティネット保証の場合 年0.85% ※経営者保証免除対応を適用する場合、年1.05% 一般保証の場合 年0.45~1.90% ※経営者保証免除対応を適用する場合、年0.65~2.10%		
保証料補助	セーフティネット保証の場合 0.65%(経営者保証免除対応を適用する場合は、0.85%)、 一般保証の場合 0.25%~0.75%(経営者保証免除対応を適用する場合は、0.45%~0.95%) に相当する額を国が補助しますので、中小企業者は0.2~1.15%相当額の負担となります。 ※条件変更保証料は、補助対象外です		
保証人	原則として法人代表者以外不要		
担保	必要に応じて徴求		
取扱期間(注1)(注2)	令和3年4月1日(木)から令和5年3月31日(金)までに保証申込を受け付けたもの		
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫		

(注1)令和4年2月1日現在。(注2)取扱期間については延長となる場合があります。

手続きの流れ ※セーフティネット保証の場合は、市町村長の認定が必要です

①市町村へ認定申請
【中小事業者】

②取扱金融機関へ融資の申込み
【中小事業者】

③審査
【保証協会】

④融資実行
【金融機関】

ご利用にあたってのご注意

- 融資実行までの期間短縮のため、事前に取扱金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 認定書は融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

お問合せ先



石巻商工信用組合

本店営業部 0225-95-3331
松島支店 022-354-3426
登米支店 0220-52-3252

中里支店 0225-96-2075
豊里支店 0225-76-3024
蛇田支店 0225-93-8081

飯野川支店 0225-62-2311
湊支店 0225-96-8311
大街道支店 0225-95-9511

前谷地支店 0225-72-3079
矢本支店 0225-82-6866
渡波支店 0225-25-0855

【220201】